

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年1月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
綾川町	令和4年5月9日（月）	綾川町役場綾上支所	10：00～15：00
	令和4年5月10日（火）	綾川町役場	10：00～15：00
	令和4年5月11日（水）	綾川町役場	10：00～15：00
	令和4年5月12日（木）	綾川町役場	10：00～15：00
三木町	令和4年5月16日（月）	三木町農村環境改善センター	10：00～15：00
	令和4年5月17日（火）	三木町農村環境改善センター	10：00～15：00
直島町	令和4年5月19日（木）	直島町浄化センター	11：20～13：50
小豆島町	令和4年5月30日（月）	苗羽公民館	10：50～14：20
	令和4年5月31日（火）	苗羽公民館	10：40～14：45
	令和4年6月1日（水）	殿川ダム管理事務所	13：00～14：45
	令和4年6月2日（木）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	令和4年6月6日（月）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	令和4年6月7日（火）	小豆島町農村環境改善センター	10：30～15：00
	令和4年6月8日（水）	安田公民館	10：40～14：45
	令和4年6月9日（木）	草壁公民館	10：40～14：45
	令和4年6月13日（月）	草壁公民館	10：40～14：45
	令和4年6月14日（火）	福田公民館	10：50～12：00
土庄町	令和4年6月1日（水）	北浦公民館	10：30～11：30
	令和4年6月14日（火）	大部公民館	13：00～14：40
	令和4年6月15日（水）	アクティブ大鐸	10：30～14：45
	令和4年6月16日（木）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和4年6月20日（月）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和4年6月21日（火）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和4年6月22日（水）	土庄町役場	10：10～15：00
	令和4年6月23日（木）	唐櫃浜集会所	9：40～11：00
琴平町	令和4年10月3日（月）	琴平町総合センター	10：00～15：00
	令和4年10月4日（火）	琴平町総合センター	10：00～15：00
	令和4年10月5日（水）	琴平町総合センター	10：00～15：00
まんのう町	令和4年10月6日（木）	仲南公民館	10：00～11：30
		琴南公民館	13：00～15：00
	令和4年10月11日（火）	まんのう町役場	10：00～15：00

	令和4年10月12日(水)	まんのう町役場	10:00~15:00
多度津町	令和4年10月13日(木)	多度津町民会館	10:00~15:00
	令和4年10月17日(月)	多度津町民会館	10:00~15:00
宇多津町	令和4年10月18日(火)	宇多津町役場	10:00~15:00
	令和4年10月19日(水)	宇多津町役場	10:00~15:00
さぬき市	令和4年10月20日(木)	さぬき市大川体育館	10:00~15:00
	令和4年10月24日(月)	さぬき市役所附属棟	10:00~15:00
	令和4年11月1日(火)	長尾保健センター	10:00~15:00
	令和4年11月2日(水)	津田保健センター	10:00~15:00
	令和4年11月7日(月)	さぬき市漁業協同組合小田支所	10:00~11:30
		寒川農村環境改善センター	13:00~15:00
令和4年11月8日(火)	香川県農協鴨部支店	10:00~15:00	
東かがわ市	令和4年11月9日(水)	東かがわ市引田公民館	10:00~15:00
	令和4年11月10日(木)	東かがわ市交流プラザ	10:00~15:00
	令和4年11月14日(月)	東かがわ市三本松コミュニティセンター	10:00~15:00
	令和4年11月15日(火)	東かがわ市三本松コミュニティセンター	10:00~15:00

2 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査期間	検査場所
さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡	令和4年7月1日から同年8月31日まで	特定計量器の所在の場所

備考 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号の規定により、その所在の場所で実施することとした定期検査に係る特定計量器は、ひょう量が500キログラムを超える非自動はかりとする。